

Point

J R 東海 労 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 55 2010. 07. 06.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

IC乗車券不正使用問題で労使協議拒否！

6月9日、JR東海が多くの社員がIC乗車券を不正使用し、処分を発令したと発表したことに対し、東海労本部は4月26日の申し入れに続き再度「再発防止策等について」の申し入れを行いました。

しかし、会社は29日に「協約の付議事項に該当しない」として業務委員会の開催を拒否してきました。

9日の会社発表では、不正を行った社員は先に発表していた桑名駅の7名を含めて85名にもおよび、懲戒解雇4名をはじめ85名全ての当該社員と管理監督責任として駅長や助役などが34名、合計119名の社員に処分を発令したことを明らかにし、**事態を厳粛に受け止め再発防止に取り組む**としています。また、先頃行われた株主総会では柘植副社長が「**鉄道会社の社員にとって恥すべき事象が発生したことは、誠に遺憾**」と株主に陳謝しました。

にもかかわらず会社は、再発防止に取り組むための労使協議を行わず、当事者の処分と全社員の職務乗車証等の利用制限などで事態を收拾しようとしており、とても事態を厳粛に受け止めているとは思えない対応しか行っていません。

事態の原因・背後要因を解明して対策を！

会社は「これまで鉄道事業の基本である社員の規律維持などに取り組んできた」とか「コンプライアンス＝法令遵守」と言っていますが、その実態は「もの言う」労働組合に対して様々な不当労働行為を繰り返してきました。そして、最高裁で会社に不当労働行為があったと認める判決が出ても、真摯に受け止めるどころか「不当労働行為はなかったし、今後も行わない」とモラルのかけらすらない発言で開き直るのが会社でした。このような会社だから今回のようなモラルの欠如した不正行為を行う社員をつくりだしてきたと言えるかもしれません。

私たち東海労は、今回の事態が新幹線鉄事、静岡支社、東海鉄事、関西支社と全社的に多くの駅で多くの社員が関係することから、当事者を処分しただけでは問題が解決するとはとても思えません。

だからこそ労使で協議して、不正行為に至るまでの原因・背後要因を解明し、誰もが納得できる対策をつくる必要があると思います。

私たち東海労は、今回の事態を重く受け止め、当該社員等の処分ですら事態を收拾するのではなく、本質的な要因を探り出し、根本的な再発防止を追求するために「もの言う」ことを続けていきます。